

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 24 日

金 曜 日

第 4182 号

## 目 次

<b>規 則</b>	
○富山県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則	1
<b>告 示</b>	
○県民ふるさとの日に免除する使用料等についての一部改正	2
○指定管理者の指定	
○都市計画事業の事業計画の変更認可	3
○指定一般相談支援事業者の指定	
○道路の区域変更	4
○道路の供用開始	5
<b>教育委員会告示</b>	
○指定技能教育施設における所在地の変更	6
○指定技能教育施設における連携科目等の変更	7

## 規 則

富山県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 4 号

富山県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

富山県水源地域保全条例施行規則（平成25年富山県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 9 条第 2 号」を「第10条第 2 号」に改める。

### 附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（県民生活課）

~~~~~  
告 示  
~~~~~**富山県告示第147号**

県民ふるさとの日に免除する使用料等についての一部改正について

県民ふるさとの日に免除する使用料等について（平成25年富山県告示第 149号）の一部を次のように改正し、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成29年 3 月 24日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

（知事政策局）

**富山県告示第148号**

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成29年 3 月 24日

富山県生活環境部長 山 本 修

1 公の施設の名称

富山県美術館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日から平成32年 3 月 31日まで

**富山県告示第149号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 施行者の名称**

富山市

**2 都市計画事業の種類及び名称**

富山高岡広域都市計画公園事業

44号 城山公園

**3 事業地**

取用の部分 昭和42年建設省告示第1078号、昭和46年富山県告示第95号、昭和47年富山県告示第1227号、昭和51年富山県告示第 272号、昭和61年富山県告示第 510号、平成13年富山県告示第 166号、平成14年富山県告示第 337号の事業地のうち富山市古沢、古沢字一番金草、古沢字二番金草、西金屋字長尾、西金屋字平林、西金屋字京平地内において事業地を変更し、富山市西金屋字百牧谷を加える。

使用の部分 なし

**4 事業施行期間**

昭和42年 3 月 31 日から平成34年 3 月 31 日まで

**富山県告示第150号**

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1 項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成29年 3 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

| 地域相談支援の種類     | 指定年月日        | 事業所番号      | 申請者              |             | 事業所            |             |
|---------------|--------------|------------|------------------|-------------|----------------|-------------|
|               |              |            | 名称               | 主たる事務所の所在地  | 名称             | 所在地         |
| 地域移行支援、地域定着支援 | 平成29年 3 月15日 | 1630900064 | 特定非営利活動法人わくわく小矢部 | 小矢部市新富町4番1号 | わくわく小矢部相談支援事業所 | 小矢部市新富町4番1号 |

## 富山県告示第151号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月24日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類及び路線名     | 区 間                               | 変 更<br>前後別 | 記号 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延 長<br>メートル | 縦覧場所         |
|----------------|-----------------------------------|------------|----|--------------------|-------------|--------------|
| 県道<br>古鹿熊滑川線   | 滑川市河端町 126番5 から<br>滑川市河端町71番3 まで  | 変更前        |    | 最大 9.2<br>最小 8.0   | 65.8        | 新川土木<br>センター |
|                | 滑川市河端町 126番8 から<br>滑川市河端町71番3 まで  | 変更後        |    | 最大 23.2<br>最小 11.7 | 65.8        |              |
| 県道<br>富山戸出小矢部線 | 富山市住吉 761番2 地先から<br>富山市住吉787番地先まで | 変更前        |    | 最大 8.9<br>最小 8.8   | 51.7        | 富山土木<br>センター |
|                | 富山市住吉 761番2 地先から<br>富山市住吉705番2 まで | 変更後        |    | 最大 10.3<br>最小 8.9  | 51.7        |              |

|               |                                |     |                    |       |                     |
|---------------|--------------------------------|-----|--------------------|-------|---------------------|
| 県道<br>富山立山魚津線 | 中新川郡立山町五百石字山ノ高割5番5から           | 変更前 | 最大 16.2<br>最小 10.4 | 49.3  | 富山土木センター<br>立山土木事務所 |
|               | 中新川郡立山町五百石字山ノ高割10番4まで          | 変更後 | 最大 16.2<br>最小 12.9 |       |                     |
| 県道<br>富山立山公園線 | 中新川郡立山町下段 221番2から              | 変更前 | 最大 11.0<br>最小 8.7  | 111.4 | 富山土木センター<br>立山土木事務所 |
|               | 中新川郡立山町下段字吉秋20番2まで             | 変更後 | 最大 15.7<br>最小 11.4 |       |                     |
| 県道<br>横越大滝線   | 高岡市醍醐3222番から                   | 変更前 | 最大 8.7<br>最小 8.2   | 72.6  | 高岡土木センター            |
|               | 高岡市醍醐3222番まで                   | 変更後 | 最大 9.5<br>最小 9.0   |       |                     |
| 県道<br>万尾脇方線   | 氷見市白川 392番1から<br>氷見市白川 392番4まで | 変更前 | 最大 10.2<br>最小 8.6  | 199.0 | 高岡土木センター<br>氷見土木事務所 |
|               | 氷見市白川 392番2から<br>氷見市白川 392番4まで | 変更後 | 最大 10.2<br>最小 8.6  |       |                     |
| 国道<br>156号    | 南砺市渡原字大平65番1地先から               | 変更前 | 最大 22.9<br>最小 17.5 | 9.0   | 砺波土木センター            |
|               | 南砺市渡原字大平65番1地先まで               | 変更後 | 最大 28.8<br>最小 17.5 |       |                     |

## 富山県告示第152号

## 道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条

第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 24 日から  
1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類<br>及び路線名     | 区 間   | 供用開始の期日          | 縦覧場所                        |
|--------------------|---|------------------|-----------------------------|
| 県道<br>古鹿熊滑川線       | 滑川市河端町 126 番 8 から<br>滑川市河端町 71 番 3 まで                       | 平成 29 年 3 月 24 日 | 新川土木<br>センター                |
| 県道<br>富山戸出小矢<br>部線 | 富山市住吉 761 番 2 地先から<br>富山市住吉 705 番 2 まで                      | 平成 29 年 3 月 24 日 | 富山土木<br>センター                |
| 県道<br>富山立山魚津<br>線  | 中新川郡立山町五百石字山ノ高割 5 番<br>5 から<br>中新川郡立山町五百石字山ノ高割 10 番<br>4 まで | 平成 29 年 3 月 24 日 | 富山土木<br>センター<br>立山土木<br>事務所 |
| 県道<br>富山立山公園<br>線  | 中新川郡立山町下段 221 番 2 から<br>中新川郡立山町下段字吉秋 20 番 2 まで              | 平成 29 年 3 月 24 日 | 富山土木<br>センター<br>立山土木<br>事務所 |
| 県道<br>横越大滝線        | 高岡市醍醐 3222 番から<br>高岡市醍醐 3222 番まで                            | 平成 29 年 3 月 24 日 | 高岡土木<br>センター                |
| 県道<br>万尾脇方線        | 氷見市白川 392 番 2 から<br>氷見市白川 392 番 4 まで                        | 平成 29 年 3 月 24 日 | 高岡土木<br>センター<br>氷見土木<br>事務所 |
| 国道<br>156 号        | 南砺市渡原字大平 65 番 1 地先から<br>南砺市渡原字大平 65 番 1 地先まで                | 平成 29 年 3 月 24 日 | 砺波土木<br>センター                |

## 富山県教育委員会告示第 2 号

指定技能教育施設における所在地の変更について

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 34 条第 1 項の規定により、次のと

おり指定技能教育施設の富山市医師会看護専門学校より所在地変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月24日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

1 指定技能教育施設の所在地の変更

| 変更前                | 変更後               |
|--------------------|-------------------|
| 富山県富山市大泉町二丁目11番20号 | 富山県富山市総曲輪四丁目4番10号 |

2 変更年月日

平成29年4月1日

富山県教育委員会告示第3号

指定技能教育施設における連携科目等の変更について

昭和44年4月1日付けで技能教育施設として指定した富山市医師会看護専門学校における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目を次のとおり変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により公示する。

平成29年3月24日

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

1 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
(変更前)

| 連携措置に係る科目     | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
|---------------|-----------------------|
| 人体の仕組みと働き     | 人体と看護                 |
| 食生活と栄養        | 人体と看護                 |
| 薬物と看護         | 人体と看護                 |
| 疾病の成り立ちと回復の促進 | 疾病と看護                 |

|            |        |
|------------|--------|
| 感染と予防      | 疾病と看護  |
| 患者の心理      | 疾病と看護  |
| 保健医療福祉の仕組み | 生活と看護  |
| 看護と法律      | 生活と看護  |
| 看護と倫理      | 生活と看護  |
| 基礎看護       | 基礎看護   |
| 成人看護       | 成人看護   |
| 老年看護       | 老年看護   |
| 精神看護       | 精神看護   |
| 臨地実習       | 看護臨地実習 |

(変更後)

| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------|-----------------------|
| 解剖生理      | 人体と看護                 |
| 栄養と食事療法   | 人体と看護                 |
| 薬理        | 人体と看護                 |
| 病理        | 疾病と看護                 |
| 微生物       | 疾病と看護                 |
| 患者の心理     | 疾病と看護                 |
| 保健医療と関係法規 | 生活と看護                 |
| 看護と倫理     | 生活と看護                 |
| 基礎看護      | 基礎看護                  |
| 成人看護      | 成人看護                  |
| 老年看護      | 老年看護                  |
| 精神看護      | 精神看護                  |
| 臨地実習      | 看護臨地実習                |

2 変更年月日

平成29年 4 月 1 日